

証券コード 7046

2024年6月11日

(電子提供措置の開始日2024年6月4日)

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿三丁目20番2号

T D S E 株 式 会 社

代表取締役社長 東 垣 直 樹

第11期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第11期定時株主総会を以下のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。なお、本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、以下のウェブサイトに「第11期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

・当社ウェブサイト <https://www.tdse.jp/ir/>

また、上述のほか、インターネット上の以下のウェブサイトにも掲載しております。

・東京証券取引所ウェブサイト(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)

上述ウェブサイトアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

書面による議決権の行使については、後述の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2024年6月25日(火曜日)午後6時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月26日(水曜日) 午前10時(午前9時30分受付開始予定)
2. 場 所 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
東京オペラシティタワー7階 第2会議室
3. 会議の目的事項
報告事項
第11期(2023年4月1日~2024年3月31日)事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
議 案 取締役5名選任の件

以 上

- ◎ 当日ご出席の場合は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示として取り扱わせて頂きます。

・お土産のご用意はございません。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

事業報告

(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 会社の現況に関する事項

1-1. 事業の経過及びその成果

当事業年度における国内経済は、新型コロナウイルス感染症の影響緩和もあり、生産等の経済活動の正常化がすすんだことにより、緩やかながらも回復基調がみられましたが、ウクライナ情勢・中東情勢もあり、エネルギー資源・原材料価格の上昇や円安に伴う物価上昇や人手不足による影響の懸念等もあり、注意を要する状況は継続しております。

一方で、企業のデジタル活用の本質的な流れは、特に先進的なAIやIT技術を活用したDX市場において、中長期的な拡大が見込まれる状況は継続しております。

このような状況の下、中期経営計画「MISSION2025」の達成に向けて、コンサルティングサービスでは、長年の実績に基づいた一貫通貫したデータ活用のサービス（データ解析およびAI構築技術）の提供を強化・継続してきたことに加え、3月には米Databricks社の「SIコンサルティングパートナー」となりデータ分析プラットフォーム構築のご提案も可能となり、デジタルマーケティングを活用した新規顧客開拓と、既存顧客の深耕による「大規模×長期化」に努めてまいりました。また、プロダクトサービスでは、自社開発を中心としてプロダクトのラインナップ強化を進め、7月に競合企業のSNSアカウント分析が可能な新製品 Quid Compete (旧 Rival IQ) の提供を開始し、8月に Quid Monitor(10月に NetBaseから名称変更)でOpenAI社のGPTと連携した『AI Search』を搭載しております。Cognigyでは、4月にOpenAI社のGPTを含む複数社のLLMと連携した機能を標準搭載し、11月に『TDSE QAジェネレーター クラウド版』の提供を開始し、また自社プロダクト開発体制強化の一環でベトナム企業とのラボ型開発も開始しました。また当社のプロダクトラインナップを拡充すべく、新製品「KAIZODE」の提供に向けた外部からのプログラム取得を実施しました。

以上のとおり取組んできた結果、当事業年度の業績において、売上面ではコンサルティングサービスでは一部既存顧客で企業グループ内の業務の統合や事業環境変化による業績への影響が足許で見られました。一方で、大手自動車製造関連等での新規案件やLLM支援サービスの提供開始などの案件を獲得してまいりました。プロダクトサービスではQuid Monitorの新規顧客獲得が大幅に進みました。Cognigyに関しては今後の導入に向けた大型案件のトライアルを複数実施しております。全体では、売上高は2,521,361千円（前期比4.4%増）となりました。利益面では、中期経営計画の初年度にて、事業の拡大および成長のために当初より予定していた人件費・採用費・研究開発費を前期比で増加させたこと、円安によるプロダクト仕入価格の上昇、新製品「KAIZODE」の提供に向けた企業化等により営業利益は271,616千円（前期比2.2%増）、経常利益は274,640千円（前期比2.7%増）、当期純利益は200,285千円（前期比18.7%増[注1]）となりました。

注1：前年度においては、特別損失として特別功労金40,000千円が計上されています。
なお各四半期（各三ヵ月間）では、以下のとおりとなっております。

	第1四半期 会計期間	第2四半期 会計期間	第3四半期 会計期間	第4四半期 会計期間
売上高 (千円)	618,340	628,064	629,033	645,922
営業利益 (千円)	38,503	77,227	64,351	91,533
経常利益 (千円)	39,315	78,202	63,294	93,828
四半期純利益 (千円)	26,224	54,288	42,542	77,229

1-2. 設備投資の状況

当事業年度における設備投資の総額は66,493千円であり、主として、新規取引拡大を目的としたKAIZODEの取得費用であります。なお、設備投資の金額は無形固定資産への投資を含んでおります。

1-3. 資金調達の状況

該当事項はありません。

1-4. 財産及び損益の状況の推移

	第8期 (2021年3月期)	第9期 (2022年3月期)	第10期 (2023年3月期)	第11期 (当事業年度) (2024年3月期)
売上高 (千円)	1,323,880	1,723,649	2,415,940	2,521,361
経常利益 (千円)	68,611	219,547	267,348	274,640
当期純利益 (千円)	190,881	148,331	168,807	200,285
1株当たり当期純利益 (円)	93.11	72.19	81.76	96.59
総資産 (千円)	1,804,088	2,051,533	2,339,675	2,440,389
純資産 (千円)	1,590,465	1,708,297	1,869,308	2,074,963

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数によって算出しております。

2. 第9期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第9期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

1-5. 対処すべき課題

当社は、創立10周年を迎え、新たなビジョン「データを活用した可能性に溢れた豊かな社会」を掲げ、社会や顧客企業に対して「データに基づいて意思決定を高度化する」ことを当社の社会的役割と位置付けております。

現在、このビジョン・ミッションの達成に向け、中長期に成長した姿を目指していくため、2023年度～2025年度の三カ年に亘る中期経営計画「MISSION 2025」を策定し、以下の実現に取り組んでおります。

中長期目標（2028年度）

プロダクトサービスを第二の事業の柱として確立させ、売上高10億円以上を目指す。

「MISSION2025」のテーマ（2025年度） ※中長期目標の第一ステップ

コンサルティングサービスの持続的な成長を達成し、並行してプロダクトサービスのラインナップを全社挙げて強化する。

今後もAI市場は中長期的にも拡大が期待されると見込まれる一方で、新たな産業が生まれ、多様化・複雑化する社会・産業の課題に対し、先見性をもって対応していくことが必要とされます。このような環境下において、当社の強みである人的資本の更なる増強、自社開発プロダクトのラインナップの強化に向けた組織改編とそれを支える経営基盤強化を通じて総合力を発揮することで、中期経営計画「MISSION 2025」を達成するにあたって、当社が対処すべき課題と対策は以下の通りです。

(1) コンサルティングサービスによる継続的な売上成長

創業以来蓄積してきたデータ活用の実績とノウハウを用いて、DX/AIアセスメント～データ分析～システム実装、教育までを一気通貫で提供することで顧客と中長期にわたる関係を構築し、「大規模×長期化」による累積売上最大化を目指してまいります。

・新規案件獲得力の強化

新規案件獲得におけるマーケティングおよび営業プロセスに関して、各フェーズでのKPIを設定の上、課題点の洗い出しと改善実施のサイクルの早期化に取り組んでおります。また、弊社創業以来蓄積してきたノウハウおよび先進的な事例によるコンテンツを拡充することで、提案力およびプリセールス力の向上に向けた取組を強化しております。

- ・技術人員獲得およびリーディング人材の育成

採用における企業認知度を向上させるとともに、採用プロセスの改善を図ることで、優秀なデータサイエンティストおよびデータエンジニア等のDX人材の獲得を強化しております。また、入社後のリーディング人材の育成に向けた体制および独自プログラム強化にも取り組んでおります。

- ・新たな技術ニーズへの対応

当社の属しているAI関連技術の革新速度は非常に早く、社会や顧客内のデータ・AI活用領域を拡大すると認識しております。書籍購入補助制度制定や社員間での海外の技術論文や事例を共有する意識の醸成などによる最新技術のキャッチアップを継続できる環境を充実します。

(2) プロダクトサービスによる高成長への取組強化

当社は、グローバルで活用されている海外AI製品の販売、当社独自のAI製品の開発、販売を行っております。現在取り組んでおる中期経営計画では、より収益性を高めるという観点と中堅および中小企業への展開も想定にいれ、自社AI製品のラインナップ強化に取り組んでおります。

- ・当社AI製品の機能拡張および拡販

当社は、創業以来蓄積している数多くのAIに関するライブラリー「scorobox」の充実を継続的に図るとともに、マーケットニーズに即したAI製品の製品化に取り組むとともに、開発したサービスの拡販に向けた営業強化を図ってまいります。

- TDSE QAジェネレーター

コールセンター対応ログ、社内規約やマニュアルなどの文章よりTDSE独自の生成AI、およびオントロジー技術を活用し、AIが質問(Q)と回答(A)の組合せを膨大に自動生成し、既存の自然言語処理(NLP)の精度を大幅に上げることができるサービスです。

※2023年度下期よりSaaS型でのサービス提供を開始。

- TDSE KAIZODE

当社独自AIにより膨大なデータからインサイトを見極める機能を備えた製品です。SNS・レビュー・アンケート等のテキストデータから顧客のインサイトを発見し、商品開発やサービス改善に繋がるリサーチ型テキストマイニングツールです。

※2024年4月よりSaaS型でのサービス提供を開始。

- TDSE Eye

非専門家でも最先端の画像解析技術を利用できるプラットフォームです。第一弾として正常画像のみかつ少量のデータでも利用可能な画像異常検知サービスです。

・海外AI製品であるQuid Monitor/Cognigyによる売上拡大

更なる売上拡大のためには、新規顧客獲得と既存顧客の継続利用がカギになります。そのため、デジタルマーケティングによる認知度向上と営業体制を強化することで、新規顧客の獲得と継続に向けたサポート強化を図ります。また、各製品の弊社代理店数を増やすことで自社だけでなく、代理店による売上拡大に取り組んでまいります。

- Quid Monitor

米国発、X (旧Twitter)・Instagramなどのグローバル約10億ドメインから投稿をリアルタイムで収集・分析できる自然言語解析技術(NLP)を有するAI製品です。競合サービス分析やキャンペーン反応から消費者の興味・関心度が分析でき、また炎上防止やリスク分析など様々な用途に活かすことができます。また、50か国以上の言語に対応しています。

- Cognigy

ドイツ発、テキスト・音声で入力される様々なコミュニケーションツールから、生成AI及び自然言語理解(NLU)を介して業務システムと連携することで業務の自動化や効率化を実現できる対話型AIを設計・構築・運用・管理ができる対話型AIプラットフォームです。ローコードにて、構築が可能で、有人才オペレーターの切替及び多言語に対応したインターフェイスも標準装備されています。CRMと連携した24時間顧客問合せの自動応答、予約受付や、注文受付の自動化に至っては決済機能と連携することで一貫した顧客サービスの自動化が実現できるなど、対話接点がある業務に関し、幅広くサービスを提供することができます。

1-6. 主要な事業内容（2024年3月31日現在）

当社は、データ経営を目指す企業の課題に対し、データ経営診断及びデータ解析支援、AI人材教育等の総合的なソリューションと、独自AI製品「TDSEシリーズ」や他社AI製品などを活用したプロダクトサービスを提供しております。

1-7. 主要な事業所（2024年3月31日現在）

本 社：東京都新宿区西新宿三丁目20番2号

1-8. 従業員の状況（2024年3月31日現在）

従業員数（名）	前期末比較増減	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
145（16）	15名増	35.6	4.1

（注）従業員数は就業人数（嘱託社員及び社外から当社への出向者を含む）であり、従業員数の（ ）外書きは、臨時従業員（人材派遣会社からの派遣社員を含む）の年間の平均雇用人数（1日8時間換算）としています。

2. 会社の株式に関する事項（2024年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 8,000,000株
- ② 発行済株式の総数 2,200,000株（自己株式123,780株を含む）
- ③ 当事業年度末の株主数 2,463名
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
㈱テクノスジャパン	380,000株	18.30%
城谷直彦	166,250株	8.01%
あいおいニッセイ同和損害保険㈱	160,000株	7.71%
㈱NTTデータ	160,000株	7.71%
城谷紀子	80,000株	3.85%
大東特殊電線㈱	47,800株	2.30%
J.P.MORGAN SECURITIES PLC	32,722株	1.58%
東垣直樹	24,499株	1.18%
白井孝秀	23,500株	1.13%
和田吉満	22,200株	1.07%

（注）持株比率は、当事業年度の末日における発行済株式（自己株式123,780株を除く）の総数に対する割合であり、小数第3位を四捨五入して表示しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
取締役（社外取締役を除く。）に交付した株式の区分別合計

区分	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く。）	6,023株	4名

3. 会社の新株予約権等に関する事項

3-1 当事業年度の末日において当社役員が保有している新株予約権の状況

- ① 保有人数
当社取締役（社外取締役を除く）4名
- ② 新株予約権の数
106個
- ③ 新株予約権の目的となる株式の種類
当社普通株式
- ④ 新株予約権の目的となる株式の数
10,600株
- ⑤ 新株予約権の払込金額
新株予約権1個当たり 7,323円
- ⑥ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権1個当たり 185,400円（1株当たり1,854円）
- ⑦ 新株予約権の行使期間
2026年7月1日から2028年6月30日まで（但し、2028年6月30日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日まで）とする。
- ⑧ 新株予約権の主な行使条件
 - ・ 本新株予約権を行使する時点において、当社又は当社の子会社の取締役等の役員の地位にあること。
 - ・ 2026年3月期の当社の損益計算書上の売上高が、以下の水準を満たした場合。

売上高3,300百万円以上	：	行使可能割合	33%
売上高3,500百万円以上	：	行使可能割合	66%
売上高3,700百万円以上	：	行使可能割合	100%

3-2 当事業年度中に使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

3-3 その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項は有りません。

4. 会社役員に関する事項

4-1. 取締役及び監査役の状況（2024年3月31日現在）

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	東 垣 直 樹		
取締役	浦 川 健	執行役員専務 管理担当	
取締役	池 野 成 一	執行役員常務 ストックビジネス 全般担当	
取締役	結 束 晃 平	執行役員常務 コンサルティング ビジネス全般担当	
取締役	宮 本 竜 哉		立教大学経営学部兼任講師 ㈱イエルバ・ブエナ代表取締役 Jissen Lab. Initiative㈱取締役
常勤監査役	桜 井 えり子		
監査役	徳 賀 芳 弘		京都大学名誉教授 京都先端科学大学理事・副学長・経済経営学部長・教授 金融庁 企業会計審議会会長
監査役	城 谷 佳 佑		城谷公認会計士税理士事務所代表

- (注) 1. 2023年6月23日開催の第10期定時株主総会において、結束晃平氏が取締役に選任され、就任いたしました。
2. 取締役の宮本竜哉氏は社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 監査役の徳賀芳弘氏及び城谷佳佑氏は社外監査役であり、監査役徳賀芳弘氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
4. 監査役の徳賀芳弘氏は、重要な兼職の状況に記載の豊富な経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役の城谷佳佑氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

4-2. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者が負担することになる損害賠償金および争訟費用の損害を填補することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役・監査役・執行役員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。ただし、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する損害、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等については、補填されない等の免責事由があります。

4-3. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るに十分なものとし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬および株式報酬により構成し、社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

2. 報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定金銭報酬とし、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。株式報酬は譲渡制限付株式とし、役位、職責に応じて他社水準、従業員給与の水準をも考慮しながら総合的に勘案して決定した額の譲渡制限付株式を、毎年の定時株主総会の後に交付する。譲渡制限付株式の譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付日から対象取締役が当社の取締役を退任するまでの期間とする。但し、対象となる取締役が当社の取締役会が定める期間が満了する前に退任した場合には、当社は、譲渡制限付株式を当然に無償で取得する。

3. 金銭報酬の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

4. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額および譲渡制限付株式の額または数については取締役会決議に基づき代表取締役がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の個人別の報酬額および譲渡制限付株式の額または数の決定（業務執行取締役の種類別の報酬割合の決定を含む。）とする。取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう決定をしなければならないことを申し伝えるものとする。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2018年6月21日開催の第5期定時株主総会において年額80,000千円以内と決議されております（使用人兼務役員の使用人分の報酬は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名です。

取締役の株式報酬は、2021年6月25日開催の第8期定時株主総会において、譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は、年22,000株以内（ただし、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合には、分割比率又は併合比率に応じて当該総数を調整する。）とし、またその総額は、年額24,000千円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除きます。）の員数は4名です。

監査役の金銭報酬の額は、2022年6月20日開催の第9期定時株主総会において年額20,000千円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の報酬額の決定権限は、取締役会の決議により代表取締役に再一任しており、代表取締役は、各取締役の担当業務及びその内容、経済情勢等を考慮し報酬額を決定しております。取締役会は、取締役の報酬額の決定過程において、その決定権限を有する者を適正に選任しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (98,309千円)	報酬等の種類別の総額（98,309千円）			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	82,466千円 (4,020千円)	65,339千円 (4,020千円)	—	17,126千円 (—千円)	5 (1)
監査役 (うち社外監査役)	15,843千円 (7,560千円)	15,843千円 (7,560千円)	—	—	3 (2)

(注) 1. 当事業年度末現在の人員は、取締役5名（うち社外取締役1名）、監査役3名（うち社外監査役2名）であります。

2. 非金銭報酬等として取締役（社外取締役を含まない）に対して株式報酬を交付しております。当該報酬の交付状況は2. 会社の株式に関する事項に記載のとおりです。

4-4. 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等の関係

地位	氏名	兼職先	兼職の内容	当社との関係
取締役	宮本 竜哉	立教大学 (株)イエルバ・ブエナ Jissen Lab. Initiative(株)	経営学部兼任講師 代表取締役 取締役	—
監査役	徳賀 芳弘	京都大学 京都先端科学大学 金融庁 企業会計審議会	名誉教授 理事・副学長・経済経 営学部長・教授 会長	—
監査役	城谷 佳佑	城谷公認会計士税理士事務所	公認会計士・税理士	—

② 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

地位	氏名	活動状況
取締役	宮本 竜哉	当事業年度における取締役会15回中15回に出席し、豊富な経験をもとに議案審議等に必要な発言を行っております。
監査役	徳賀 芳弘	当事業年度における取締役会15回中15回、監査役会14回中14回に出席し、豊富な経験をもとに議案審議等に必要な発言を行っております。
監査役	城谷 佳佑	当事業年度における取締役会15回中15回、監査役会14回中14回に出席し、豊富な経験をもとに議案審議等に必要な発言を行っております。

(イ) 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

宮本 竜哉	経営等に係る豊富な経験と高い見識を有しており、当社の企業統治への貢献と経営全般における助言等を期待いたしており、就任以来、当社取締役会において当該視点から積極的な発言など、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。
-------	--

5. 会計監査人に関する事項

5-1. 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

5-2. 当事業年度に係る監査法人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	17,150千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17,150千円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が総合的に検討した結果、以下の理由からその報酬は妥当であると認めました。

- ・当社を継続的に監査しており、監査の品質・効果において満足する成果を上げている。
- ・前事業年度の実績と当事業年度の計画を比較し、監査内容・監査工数が妥当である。
- ・報酬単価が前事業年度以前と比較して妥当な水準である。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはそれらの合計額を記載しております。

5-3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

5-4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任の議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

5-5. 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に関する事項

当社の会計監査人は、2023年12月26日付で、金融庁から契約の新規の締結に関する業務の停止3ヵ月（2024年1月1日から同年3月31日まで）の処分を受けました。

6. 会社の体制及び方針

6-1. 業務の適正を確保するための方針

当社は、会社法第362条第5項に基づき、同条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び第3項の各号に定める業務の適正を確保するために必要な体制に関する基本方針を決議しており、その概要は次のとおりであります。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・取締役及び使用人が業務を遂行するにあたり遵守すべき基本的事項、及びコンプライアンスの取組みについて「企業行動規範」、「コンプライアンス規程」に定め、周知徹底する。
 - ・コンプライアンス重視の経営を実践するため、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の構築・強化を図る。
 - ・内部通報制度を設け、法令遵守上疑義のある行為等を発見した場合に直接通報する手段を確保し、不正行為等の早期発見と是正を図る。
 - ・内部監査部門を設置し、定期的に業務執行及びコンプライアンスの状況等の確認、内部統制システムの適正性、効率性の検証等を行う。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・取締役の職務執行に係る議事録等の文書その他の情報は、法令及び社内規程に基づき、適切に保存、管理する。
 - ・取締役及び監査役は、これらの文書を必要に応じ閲覧できるものとする。
 - ・情報セキュリティ管理の基本的事項について「情報セキュリティ管理規程」に定め、情報セキュリティの維持・向上のための対策を実施する。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・リスク管理に関して必要な事項について「リスク管理規程」に定め、リスクの発生防止に係る整備、発生したリスクへの対応等を行う。
 - ・リスクを一元的に把握、管理するため、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、リスクの管理を適正に行い、リスク発生を未然に防止し、リスク発生時の対処を行う体制を構築・強化する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・毎月1回、定例の取締役会を開催するほか、必要に応じて随時に開催し、重要事項の審議及び決定を行う。
 - ・執行役員制度を採用し、取締役会で選任された執行役員が取締役会が決定した基本方針に従って業務を執行する。
 - ・取締役及び執行役員の職務執行状況については適宜取締役会に報告する。

- (5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・企業集団における業務の適正を確保するための体制が必要になった場合には、速やかに当該体制を構築する。
- (6) 監査役を補助すべき使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性及びその使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- ・監査役が補助使用人を置くことを求めた場合には、監査役と取締役が協議の上、使用人を置く。
 - ・補助使用人は監査役の指揮命令によりその職務を行い、取締役又は他の使用人の指揮命令を受けないものとする。
 - ・補助使用人の人事評価、異動等については監査役の同意を得た上で決定する。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他監査役への報告に関する体制並びに当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席し、取締役及び使用人の職務の執行状況について報告を求めることができる。
 - ・取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事項又はそのおそれのある事項、法令・定款に違反する事項その他コンプライアンスに関する重要な事項を知ったときは、すみやかに監査役に報告する。
 - ・取締役及び使用人は、内部通報制度を利用して監査役に報告することができ、監査役は必要に応じて取締役及び使用人に対し報告を求め、自ら事実関係を調査することができる。
 - ・監査役への報告を行った通報者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。
- (8) 監査役職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針
- ・監査役が職務執行について生ずる費用に関して支払（前払又は償還を含む）を求めたときは、監査役職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用を支払う。
- (9) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査役は代表取締役及びその他の取締役との間で適宜意見交換を行う。
 - ・監査役は内部監査部門及び会計監査人と情報交換、意見交換を行い、互いに連携を図る。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制報告制度に適切に対応するため、財務報告に係る内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば適宜是正し、適切な運用に努めることにより、財務報告の信頼性を確保する。

(11) 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方及びその体制

- ・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当な要求には一切応じないことを基本方針とする。
- ・「企業行動規範」に「反社会的勢力との関係の排除方針」を規定し、周知するとともに、反社会的勢力の対応部署を定め、外部専門機関との連携を図るなど、反社会的勢力に対して組織的に毅然とした姿勢で対応する体制を整備する。

6-2. 業務の適正を確保するための体制と運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況は以下のとおりであります。

(1) 内部統制システム全般

当社の内部統制システム全般の整備・運用状況を内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。

(2) コンプライアンス

当社は、当社の使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育及び会議体での説明を行い、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。また、内部通報規程により相談・通報体制を設けており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

(3) リスク管理体制

リスク・コンプライアンス委員会を定期的開催し、リスクの把握、回避、軽減策の検討等を行っております。

(4) 内部監査

内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社の内部監査を実施いたしました。

6-3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対し会社の業績に応じた適正な利益還元に加え、経営基盤の強化と将来の事業展開に備えるため内部留保の充実を図ることが重要であると考えております。この方針に従い、剰余金の配当は会社の業績や財務状況、配当性向等を総合的に勘案のうえ決定しております。

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,194,544	流動負債	344,592
現金及び預金	1,792,432	買掛金	38,755
売掛金及び契約資産	291,155	短期リース債務	1,281
仕掛品	275	未払金	23,983
貯蔵品	80	未払費用	38,870
前渡金	70,233	未払法人税等	42,514
前払費用	40,332	未払消費税等	30,883
その他	34	前受金	100,615
固定資産	245,844	預り金	22,016
有形固定資産	8,723	賞与引当金	45,673
建物	36,572	固定負債	20,832
減価償却累計額	△29,910	長期リース債務	832
工具、器具及び備品	2,942	資産除去債務	20,000
減価償却累計額	△2,134	負債合計	365,425
リース資産	1,344	(純資産の部)	
減価償却累計額	△89	株主資本	2,074,187
無形固定資産	69,333	資本金	833,180
ソフトウェア	12,335	資本剰余金	319,031
ソフトウェア仮勘定	56,998	資本準備金	279,680
投資その他の資産	167,786	その他資本剰余金	39,351
長期前払費用	5,912	利益剰余金	965,360
繰延税金資産	57,193	利益準備金	4,215
敷金及び保証金	74,220	その他利益剰余金	961,145
保険積立金	30,379	繰越利益剰余金	961,145
その他	80	自己株式	△43,384
資産合計	2,440,389	新株予約権	776
		純資産合計	2,074,963
		負債及び純資産合計	2,440,389

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	2,521,361
売上原価	1,625,974
売上総利益	895,387
販売費及び一般管理費	623,770
営業利益	271,616
営業外収益	
受取利息	18
確定拠出年金返還金	927
補助金収入	1,736
その他の	487
営業外費用	
為替差損	146
その他	0
経常利益	274,640
特別利益	
保険解約戻金	1,576
特別損失	
保険解約損	86
税引前当期純利益	276,130
法人税、住民税及び事業税	72,286
法人税等調整額	3,558
当期純利益	200,285

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金
当期首残高	833,180	279,680	16,844	296,524	4,215	781,543
当期変動額						
剰余金の配当						△20,683
当期純利益						200,285
譲渡制限付株式報酬			22,506	22,506		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	—	—	22,506	22,506	—	179,601
当期末残高	833,180	279,680	39,351	319,031	4,215	961,145

	株主資本			新株予約権	純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
利益剰余金 合計					
当期首残高	785,758	△46,154	1,869,308	—	1,869,308
当期変動額					
剰余金の配当	△20,683		△20,683		△20,683
当期純利益	200,285		200,285		200,285
譲渡制限付株式報酬		2,770	25,277		25,277
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				776	776
当期変動額合計	179,601	2,770	204,878	776	205,655
当期末残高	965,360	△43,384	2,074,187	776	2,074,963

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(自 2023年4月1日
至 2024年3月31日)

1. 重要な会計方針に係る事項

1. 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 貯蔵品 最終仕入原価法を採用しております。
- (2) 仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産 定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
 - 建物 7年
 - 工具、器具及び備品 4年
- (2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェア
社内における見込利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

- | | |
|--------------------------------|---|
| (1) アナリティクス・
コンサルティング等 | 役務を提供する契約期間にわたり、作業時間に応じて収益を認識しております。 |
| (2) 受注制作のソフトウェア開発等 | 契約期間を履行義務の充足期間として、履行義務を充足するにつれて契約期間にわたり収益を認識しております。
なお、契約期間等の重要性が低いものについては成果物の検収時又は役務の完了報告時に一括して収益を認識しております。 |
| (3) AI製品のライセンス
使用許諾及び関連サービス | AI製品のライセンス使用許諾及び関連サービスに係る契約期間を履行義務の充足期間として、履行義務を充足するにつれて契約期間にわたり収益を認識しております。 |

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

該当事項はありません。

2. 表示方法の変更に関する注記

保険積立金の表示方法は、従来、貸借対照表上、その他（前事業年度18,570千円）に含めて表示しておりましたが、重要性が増したため、当事業年度より保険積立金（当事業年度30,379千円）として表示しております。

3. 貸借対照表に関する注記

顧客との契約から生じた債権の残高及び契約資産の残高は、それぞれ以下のとおりです。

売掛金	281,805千円
契約資産	9,350千円

4. 損益計算書に関する注記

売上高のうち、顧客との契約から生じる収益 2,521,361千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当該事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 2,200,000株
2. 当該事業年度の末日における自己株式の種類及び総数
普通株式 123,780株
3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年5月15日 取締役会	普通株式	20,683	利益剰余金	10	2023年 3月31日	2023年 6月9日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年5月15日 取締役会	普通株式	20,762	利益剰余金	10	2024年 3月31日	2024年 6月12日

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	4,528千円
資産除去債務	6,120千円
減価償却費	2,725千円
研究開発費	17,753千円
賞与引当金	16,121千円
株式報酬費用	9,330千円
その他	1,702千円
繰延税金資産合計	<u>58,281千円</u>
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	<u>△1,087千円</u>
繰延税金負債合計	<u>△1,087千円</u>
繰延税金資産純額	<u>57,193千円</u>

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、什器備品等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

これらのリース取引は、全て事業内容に照らして重要性が乏しく、かつ、リース契約1件当たりの金額が少額であるため、注記を省略しております。

8. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、一時的な余資は主に安全性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引は、将来の為替変動リスクを回避する目的としており、投機目的のための取引は実施しない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、建物賃貸借契約に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金は、ほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。また、買掛金の一部は外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク管理

当社は、「与信管理規程」に従い、営業債権について取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、月次に資金繰り表を作成することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
敷金及び保証金	74,220	74,170	△50

(注)「現金及び預金」「売掛金及び契約資産」「未収入金」「買掛金」「未払金」「未払法人税等」及び「未払消費税等」については、現金及び短期間で決済されるため帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に必要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

敷金及び保証金

合理的に見積もった返還期日までの将来キャッシュ・フローをリスクフリーレートで割り引いた現在価値により算出しております。

9. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「1. 重要な会計方針に係る事項 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

10. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	999円	2銭
2. 1株当たり当期純利益	96円	59銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2024年5月17日

T D S E株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 尾川 克明 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 下川 高史 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、T D S E株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画並びに重点監査項目等を定め、監査役会を毎月開催し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人からは事前に監査計画の説明を受け、協議を行うとともに、監査結果の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 監査役の意見について

監査役の異なる意見はありません。

4. 後発事象について

記載すべき後発事象はありません。

2024年5月22日

T D S E 株式会社 監査役会

常勤監査役 桜井 えり子 ㊟

社外監査役 徳賀 芳 弘 ㊟

社外監査役 城 谷 佳 佑 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議 案 取締役5名選任の件

取締役 東垣直樹、浦川健、池野成一、結束晃平、宮本竜哉の5氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては取締役5名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	とうがき なおき 東垣直樹 (1981年1月21日)	2003年4月 (株)テクノスジャパン入社 2017年4月 同社ソリューションセンター副センター長 2017年9月 当社執行役員エンジニアリンググループ長 2018年7月 当社執行役員技術・営業統括エンジニアリンググループ長 2019年1月 当社執行役員技術統括 2019年2月 当社執行役員常務技術統括 2019年6月 当社取締役執行役員常務技術統括 2019年7月 当社取締役執行役員常務技術統括統括長 2020年5月 当社取締役執行役員常務 2020年6月 当社代表取締役社長(現任)	24,499株
2	うらかわ たけし 浦川健 (1965年12月19日)	1989年4月 (株)太陽神戸銀行(現 (株)三井住友銀行)入行 1991年10月 さくら投資顧問(株)(現 三井住友DSアセットマネジメント(株))出向 2002年1月 国民年金基金連合会出向 2004年1月 (株)三井住友銀行帰任 2017年5月 当社出向 管理グループ長 2018年5月 当社入社 執行役員管理グループ長 2018年6月 当社取締役管理グループ長 2018年9月 当社取締役執行役員専務管理統括長 兼 管理グループ長 2020年5月 当社取締役執行役員専務管理統括長 2022年6月 当社取締役執行役員専務管理本部長(現任)	4,948株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
3	いけのせいいち 池野成一 (1968年10月25日)	1997年2月 (株)アリスエフ入社 2000年9月 ユニコテクノス(株)(現 日本ラッド(株))入社 2008年12月 (株)ブレインチャイルド入社 2014年2月 当社執行役員マーケティング&セールスグループ長 2018年6月 当社執行役員ソリューショングループ長 2019年1月 当社執行役員技術統括 2019年6月 当社取締役執行役員常務技術統括 2019年7月 当社取締役執行役員常務技術統括副統括長 2020年5月 当社取締役執行役員常務 2022年6月 当社取締役執行役員常務プロダクト本部長(現任)	3,857株
4	けっそくこうへい 結束晃平 (1983年9月27日)	2013年4月 (株)ブレインチャイルド入社 2014年4月 当社入社 2018年4月 当社データサイエンスグループ統括第5データサイエンスグループ長 2019年2月 当社執行役員技術統括第3データサイエンスグループ長 2019年7月 当社執行役員技術統括 2020年5月 当社執行役員常務技術統括長 兼 技術統括ビジネスコンサルティング 2022年6月 当社執行役員常務コンサルティング本部長 兼 コンサルティング本部技術統括長 兼 コンサルティング本部技術統括データサイエンスグループ長 2023年2月 当社執行役員常務コンサルティング本部長 兼 コンサルティング本部データサイエンスグループ長 2023年6月 当社取締役執行役員常務コンサルティング本部長 兼 コンサルティング本部データサイエンスグループ長(現任)	5,123株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
5	みやもと たつや 宮本 竜哉 (1964年6月7日)	1991年4月 日本ジョンソン・アンド・ヒギンズ(株)(現 マーシ ュジャパン(株))入社 2001年4月 筑波大学ビジネス科学研究科非常勤講師就任 2001年10月 KPMGビジネスアシュアランス(現 有限責任あずさ 監査法人)入社 2004年8月 日本オラクル(株)入社 2007年7月 (株)イエルバ・ブエナ代表取締役 2015年9月 立教大学経営学部兼任講師就任(現任) 2016年12月 当社監査役 2019年1月 (株)イエルバ・ブエナ代表取締役(現任) 2022年6月 当社取締役(現任) 2024年2月 Jissen Lab. Initiative(株)取締役(現任)	2,000株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 宮本竜哉氏は社外取締役候補者であり、略歴に記載のとおり、経営等に係る豊富な経験と高い見識を有しております。このため、当社の企業統治への貢献と経営全般における助言を頂けるものと判断し、社外取締役候補者とするものであります。なお、当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結のときをもって2年となります。
3. 当社は候補者宮本竜哉氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。
4. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者が負担することになる損害賠償金および争訟費用の損害を填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
東京オペラシティタワー 7階 第2会議室
(7階へは、2階よりいずれのエレベーターでもお越しいただけます。)
電話 (03) 6383-3261



- 京王新線（都営新宿線乗り入れ）「初台駅」東口より徒歩2分
- 甲州街道・山手通り初台交差点角

・お土産のご用意はございません。